

2022年5月23日

お客さま各位

株式会社 千葉興業銀行

貸金庫規定の一部改定のお知らせ

平素は千葉興業銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当行では、下記の通り貸金庫規定を改定いたしますので、ご案内申し上げます。

改定を行う規定を含め、各種規定書は当行のホームページにてご覧いただけますが、改定後の新規定書をご希望されるお客さまにつきましては、千葉興業銀行の窓口までお申し付けくださいますようお願い申し上げます。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

1. 改定する規定

貸金庫・セーフティケース規定書、自動貸金庫規定書

2. 改定内容

(1) 貸金庫・セーフティケース規定書 (抜粋)

・改定前

第11条 (解約等)

(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。

(省略)

(2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫・セーフティケースを明渡してください。

(省略)

① 借主が使用料を支払わないとき

② 借主について相続の開始があったとき

③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき

④ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき

⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき

(3) (省略)

(4) (省略)

(5) 第1項から第3項の明渡しが**3ヶ月**以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫・セーフティケースを開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫・セーフティケースの開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) (省略)

・改定後

第11条 (解約等)

(1) ~ (4) 変更なし

(5) 第1項から第3項の明渡しが**1ヶ月**以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫・セーフティケースを開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫・セーフティケースの開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) 変更なし

(2) 自動貸金庫規定書 (抜粋)

・改定前

第11条 (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。
(省略)
- (2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。
(省略)
- ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- (3) (省略)
- (4) (省略)
- (5) 第1項から第3項の明渡しが**3ヶ月**以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) (省略)

・改定後

第11条 (解約等)

- (1) ~ (4) 変更なし
- (5) 第1項から第3項の明渡しは**1ヶ月**以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 変更なし

3. 改定日

2022年6月13日

以上